

施策の柱 4

特別な支援が必要な児童生徒への指導体制の整備

【目標とする姿】

- (1) 障がい等により特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人に対して、校内における組織的な対応や関係機関との連携が図られ、適切な指導や支援が行われています。
- (2) 不登校児童生徒に対する多様な支援システムが展開され、家庭に引きこもっている児童生徒が減少し、学校や地域社会とのかかわりがもてるようになっていきます。
- (3) 児童生徒の問題行動などに対して、学校と家庭や関係機関等との組織的な連携・協力体制の強化などにより、暴力行為やいじめ、非行などが減少しています。
- (4) 日本語での会話能力などを十分に身に付けていない児童生徒に対して、日本語指導などの適応支援を充実するとともに、交流を深める取組が推進されています。

施策展開の方向性	指標名	【基準年】	平18 19年度の状況		【目標年次】	
		平16年度の状況			平22年度の状況	
施策の主な指標	(1) 特別支援教育に関わる指導体制の整備	特別な支援が必要な児童生徒の個別の指導計画を、全校体制の組織で作成している学校の割合	・ 小学校... 53%	91.5%	88.2%	・ 小学校... 100%
		・ 中学校... 80%	85.7%	72.0%	・ 中学校... 100%	
	(2) 不登校児童生徒への適応支援	不登校児童生徒数(年間30日以上欠席した児童生徒の割合(病気やけが、家庭の事情を除く))	・ 小学生... 0.42% (106人)	0.41%	0.41% (103人 114人)	・ 小学生... 0.3% (80人)
		・ 中学生... 3.63% (434人)	3.77%	4.08% (447人 535人) 平17と平18の状況	・ 中学生... 2.7% (330人)	
(3) 問題行動・非行への適切な対応	暴力行為の発生件数	・ 小学校... 57件	12件	17件	・ 小学校... 49件	
		・ 中学校... 198件	76件	132件 平17と平18の状況	・ 中学校... 154件	
(4) 外国人児童生徒等への適応支援	日本語指導を受けている児童生徒の中で、1年間で学校生活に適応できる日本語を習得できた児童生徒の割合	12%	10.2%	35.8%	19%	

重点施策・事業	特別支援教育体制の整備
	不登校児童生徒の適応支援教室事業の推進
	問題行動対策の強化

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育について、本市独自の「特別支援教育基本計画」を策定し、一人一人の成長を大切にした教育を目指して、基本理念、基本方向を定め、基本的施策の内容を明らかにした。</li> <li>・ 日本語指導講師による日本語指導や学校体制での支援などにより、外国人児童生徒の学校への生活適応が図られてきている。</li> <li>・ 外国人児童生徒の増加や日本語習得状況の広がりなどに対応するため、本市として、「(仮称)宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」(平成21年度から25年度まで)を策定するとともに、今年度から国の指定を受け、日本語指導回数の増加や初期指導教室の設置など、受け入れ体制や指導体制の充実を図る。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別な支援が必要な児童生徒の個別の指導計画を作成する割合が減少したのは、巡回相談の要請の減少とともに、個別の指導計画作成の機会も減少したためと考えられることから、特別支援教育コーディネーター打合せ会を通して、個別の指導計画の重要性や効果について啓発していく。</li> <li>・ 中学校における不登校が増加しており、*Q - Uの有効活用による不登校を生まない学級経営を推進しながら、「本市不登校の未然防止マニュアル」に基づく指導を徹底するとともに、適応支援教室と児童生徒の在籍校との連携による対策を強化する。</li> <li>・ 問題行動等の未然防止、早期対応には学校と関係機関との継続的な連携や定期的な学校訪問が必要であることから、問題行動対策連絡会、生徒指導強化連絡会、問題行動サポート事業などの活用を図っていく。</li> </ul> <p>*Q - U：学級集団の状況を把握し、不登校を生まない学級づくりにいかすための検査</p>

1 特別支援教育体制の整備

[ 所管課 教育センター ]

プラン上の位置付け	施策の柱	特別な支援が必要な児童生徒への指導体制の整備
	施策展開の方向性	特別支援教育に関わる指導体制の整備
目的	障がいのある児童生徒や、発達障がい等の傾向により学習上・生活上に困難さがある児童生徒一人ひとりの社会的自立に向けて、特別支援教育体制を整備するとともに、学校への支援体制を強化する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>「宇都宮市特別支援教育基本計画」を策定し、専門家チームによる巡回相談の実施など、教育環境の整備を図る。</li> </ul>	

スケジュール	年度	平 1 8	平 1 9	平 2 0	平 2 1	平 2 2
	予定	試行	平成 1 9 年度より実施			

前年度の取組の状況	<p>「宇都宮市特別支援教育基本計画」の策定（うつのみや子どもかがやきプラン） 専門家チームによる巡回相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別の指導計画作成への支援（22校）</li> <li>障がいの理解や指導方法についての助言 要配慮学級対応指導助手の配置</li> <li>54名を小学校46校、中学校8校に配置</li> </ul>
教育委員会の取組	校内体制による支援の充実
学校の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内支援委員会やケース会議の開催</li> <li>個別の指導計画による指導目標の明確化 要配慮学級対応指導助手の有効活用</li> <li>要配慮学級対応指導助手の活用形態の工夫</li> <li>一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導体制づくり</li> </ul>

今後の方向性	<p>拡充      継続      縮小      廃止      終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令の改正に伴い、特別支援教育の体制の整備が急務であり、本市独自の計画に基づく取組を充実する必要がある。</li> <li>今年度は、「特別支援教育基本計画」の重点事業を実施し、「特別支援教室」の設置による多様なニーズに応えることができる体制の整備、「特別支援教室指導員」や「特別支援教育支援員」などの人的支援の有効活用により、特別支援教育の充実を図る。</li> </ul>
--------	---

2 不登校児童生徒の適応支援教室事業の推進

[ 所管課 教育センター ]

プラン上の位置付け	施策の柱	特別な支援が必要な児童生徒への指導体制の整備
	施策展開の方向性	不登校児童生徒への適応支援
目的	不登校児童生徒の心の安定と活動性を高めることにより、社会的自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための指導体制を整備する。	
手段	・ 教育センター相談室において一人一人の状態を見極めた上で、タイプの異なる各適応支援教室において支援を行うとともに、在籍校や他の支援機関との連携・協力を推進する。	

スケジュール	年度	平 1 8	平 1 9	平 2 0	平 2 1	平 2 2
	予定		合併により平成19年度から「つげの木教室」を設置			

前年度の取組の状況	<p>「本市不登校の未然防止マニュアル（平成19年度版）」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合言葉「1日休んだら電話 2日続けて休んだら家庭訪問」のもと、対応の重点目標を設定</li> <li>各適応支援教室における支援</li> <li>・ 「とらいあんぐる」「まちかどの学校」「つげの木教室」における学校復帰と社会的自立に向けた諸活動の実施</li> <li>・ 各教室の役割の見直しと新たな連携システムの構築</li> <li>各適応支援教室等に係る運営委員会の実施</li> <li>・ 各教室の運営に関する枠組策定，年1回実施</li> <li>適応支援教室と教育センター相談室との連絡会の開催</li> <li>・ 担当者間の共通理解と研修実施</li> <li>各適応支援教室等に係る情報提供</li> <li>・ リーフレット，ガイドブックの作成</li> </ul> <p>不登校及びその傾向の見られる児童生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1日休んだら電話，2日続けて休んだら家庭訪問」の徹底</li> <li>・ 「欠席・支援状況チェックシート」の作成及び活用</li> <li>・ 関係部会での情報共有とスクールカウンセラー等の活用</li> <li>・ 別室登校の場の設置とその組織的な運営</li> <li>適応支援教室との連携協力</li> <li>・ 学級担任の教室訪問と定期的な情報交換の実施</li> </ul>
教育委員会の取組	
学校の取組	

今後の方向性	拡充 継続 縮小 廃止 終了
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立のため、適応支援教室の充実整備は不可欠である。</li> <li>Q - Uの有効活用による不登校を生まない学級経営を推進しながら、「本市不登校の未然防止マニュアル」に基づき、各学校における不登校の未然防止に向けた取組を徹底するとともに、適応支援教室と児童生徒の在籍校との連携による対策の強化を図る。</li> </ul>

3 問題行動対策の強化

[ 所管課 学校教育課 ]

プラン上の位置付け	施策の柱	特別な支援が必要な児童生徒への指導体制の整備
	施策展開の方向性	問題行動・非行への適切な対応
目的	学校と家庭や関係機関等との組織的な連携・協力体制を強化し、暴力行為・いじめ等の問題行動や非行をなくすための対策の強化を図る。	
手段	・ 学校訪問を計画的に行うことで児童生徒の状況を把握し、学校に対し支援を行うとともに、学校と関係機関との連携を図る。	

スケジュール	年度	平 1 8	平 1 9	平 2 0	平 2 1	平 2 2
	予定	平成 1 8 年度から問題行動対策サポート事業を新規実施				→

前年度の取組の状況	<p>問題行動対策連絡会（年 2 回）、生徒指導強化連絡会（3 地区各 2 回）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、団体と中学校の連携、協力の強化</li> <li>中学校間の情報交換</li> </ul> <p>問題行動対策サポート事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤嘱託員（指導員）1 名の配置による学校への指導・助言の充実</li> <li>定期的な学校訪問の実施</li> <li>学校、関係機関、教育委員会等によるサポートチーム編成（3 チーム）</li> <li>いじめ・不登校対策チームの編成</li> <li>教員と学校教育課・教育センター担当者によるチーム編成</li> <li>いじめや不登校問題に対する取組の見直し・改善</li> </ul> <p>学校における問題行動対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織的な対応と毅然とした指導の徹底</li> <li>問題行動が発生した際の迅速な報告に基づく危機管理体制の整備</li> <li>家庭や関係機関等との連携を図った対応の充実</li> <li>配慮を要する児童生徒への指導の充実</li> </ul> <p>問題行動対策サポート事業の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校、関係機関、教育委員会等によるサポートチーム編成（3 チーム）</li> </ul>
教育委員会の取組	
学校の取組	

今後の方向性	<p>拡充      継続      縮小      廃止      終了</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題行動・非行の未然防止と、学校における危機管理体制の充実や問題を起こした児童生徒への指導の充実を図るため、問題行動対策を強化する必要がある。</li> <li>問題行動対策への取組を充実するため、サポートチームを積極的に編成するなど、問題行動対策サポート事業を活用していく。</li> </ul>